○越谷市広告掲載に関する要綱

平成１８年８月３０日

告示第２４３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の所有する資産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（２）　広告媒体　次のアからエまでに掲げる市の所有する資産のうち広告掲載をすることがふさわしいと認められるものをいう。

ア　市の広報印刷物

イ　越谷市ホームページ

ウ　市の施設

エ　その他市長が別に定めるもの

（掲載できない広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

（１）　市の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの

（２）　公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの

（３）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（４）　人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

（５）　法令等（市の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（６）　政治活動又は宗教活動に関するもの

（７）　個人又は団体の主義主張に関するもの

（８）　個人又は法人の名刺広告

（９）　美観風致を害するおそれがあるもの

（１０）　その他市長が不適当と認めるもの

（広告掲載基準）

第３条の２　前条に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

（広告の掲載順位）

第４条　広告掲載の順位は、募集時に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申込みが募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

（１）　第１順位　公益法人及びそれに類するもの

（２）　第２順位　市内に事業所等を有するもの

（３）　第３順位　前２号に掲げるもの以外のもの

（広告掲載料）

第５条　広告掲載料は、市長が別に定める。

（広告の募集）

第６条　広告の募集は、次の各号のいずれかの情報媒体により行うものとする。

（１）　越谷市ホームページ

（２）　広報こしがや

（３）　その他市長が適当と認める情報媒体

（広告掲載の申込み）

第７条　広告の掲載を希望する者は、越谷市広告掲載申込書（第１号様式）に広告の原稿その他必要書類を添えて、市長に申込みを行うものとする。

（広告掲載の決定）

第８条　市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、越谷市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

２　市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を越谷市広告掲載に関する決定通知書（第２号様式）により、前条の申込みを行った者に通知するものとする。

（審査委員会）

第９条　審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、市長公室長の職にある者をもって充てる。

３　委員は、広報シティプロモーション課長、人権・男女共同参画推進課長、公共施設マネジメント推進課長、市民相談課長及びこども政策課長の職にある者をもって充てる。

４　委員長は、越谷市屋外広告物条例（平成２６年条例第９６号）第８条第５項の許可を要する広告物に係る審査を行う場合は、前項に規定する委員に、当該許可の事務を所管する課の課長の職にある者を加えることができる。

５　委員長は、前２項の規定にかかわらず、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課の課長の職にある者を臨時委員とすることができる。

６　委員長は、審査委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

７　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（広告掲載料の納付）

第１０条　広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載決定の取消し）

第１１条　市長は、広告主としてふさわしくないと認めるとき又は市の行政運営上必要があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第１２条　既納の広告掲載料の還付については、市長が別に定める。

（広告掲載の辞退）

第１３条　広告主は、自己の都合により広告の掲載を辞退しようとするときは、書面により市長に届け出なければならない。

（広告主の責務）

第１４条　広告主は、広告の内容について、一切の責任を負わなければならない。

（広告取扱事業者による広告掲載に関する業務の実施）

第１４条の２　市長は、広告掲載を効果的に実施できると認める場合は、別に定めるところにより、広告取扱事業者（市と広告掲載に関する契約を締結した者をいう。）に広告掲載に関する業務を行わせることができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成１８年９月１日から施行する。

附　則（平成２３年告示第１２４号）

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年告示第３６９号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年告示第９１号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年告示第２７号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年告示第１４３号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年告示第９６号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和８年告示第４３号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第９条第３項の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

越谷市広告掲載申込書

年　　月　　日

越谷市長　宛

申込者（広告掲載を希望する企業等）
企業等名称
所在地
連絡先
代表者の職名・氏名　　印
担当者の氏名
担当者の連絡先
担当者のメールアドレス

越谷市広告掲載に関する要綱第７条の規定により、広告の原稿その他必要書類を添えて、次のとおり申し込みます。なお、申込みにあたっては、越谷市広告掲載に関する要綱及び広告掲載に関する基準の内容を遵守します。

【広告掲載の申込みの内容】　広告掲載に関する基準の内容を参照のうえ記入すること

広告媒体の種類	
掲載希望期間	
掲載希望の場所・規格（サイズ等）	
掲載する広告に表示する内容	

広告掲載の申込みにおいて、次の者を代理とします（代理店等を立てる場合のみ記入）。

【代理店等の名称等】

名称	
所在地	
担当者の氏名	
担当者の連絡先	
担当者のメールアドレス	

第２号様式（第８条関係）

越谷市広告掲載に関する決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

越谷市長　　印

年　　月　　日付けで申込みのあった広告掲載について、越谷市広告掲載に関する要綱第８条第１項の規定により次のとおり決定しましたので、同条第２項の規定により通知します。

１　決定の内容
⑴　広告掲載の可否

⑵　広告掲載媒体の種類

⑶　掲載期間

⑷　掲載場所・規格（サイズ）

⑸　広告掲載料

２　決定の理由（広告掲載不可の場合）

第１号様式（第７条関係）

第２号様式（第８条関係）